ソフトウエア・ライセンス使用許諾契約約款

令和7年11月1日改正

(総則)

- 第1条 受注者は、本契約約款に基づき、契約書記載のコンピュータプログラム及び関連資料 (以下「本ソフトウェア」という。)を、契約書記載の契約期間中、非独占的に使用することを許諾し、発注者は、契約書記載の契約金額を支払うものとする。
- 2 本契約は、本ソフトウェアの著作権、特許権及びその他の工業所有権を発注者に移転する ものではなく、また、再使用の許諾その他の方法により第三者に本ソフトウェアを使用させ る権利を発注者に設定するものではない。
- 3 受注者は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約 の終了した後も、同様とする。

(個人情報の保護)

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いに当たっては、この約款に定めるもののほか、瀬戸市における特定個人情報取扱特記事項等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者 (受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて業務に従事している者 をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同 じ。)の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必 要な事項について定めた書面を発注者に提出する。
- 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に よる業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用しては ならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働 者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の

範囲で行うものとする。

- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者 自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三 者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する 個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別するこ とができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するに当たっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。
- 21 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は 怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならな い。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 (特許権等の使用)
- 第4条 受注者は、この契約の履行に際し、特許権、意匠登録権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。 (秘密の保持)
- 第5条 発注者は、本ソフトウェアの内容(コンピュータプログラム及びその関連資料に記載 された表現並びにこれらに含まれるすべての知的財産を含む。)を、第三者に開示又は漏洩 してはならない。

(危険負担)

- 第6条 本ソフトウェアの納入前に、発注者及び受注者双方の責めに帰することのできない理由により発生した本ソフトウェアの亡失、毀損等の損害は全て受注者の負担とする。 (履行期限の延長等)
- 第7条 受注者は、天災地変、その他やむを得ない理由により、納入期限内に本ソフトウェア を納入することができないときは、その理由を明示して発注者に納入期限の延長を申し出る

ことができる。

(検査及び受領)

- 第8条 受注者は、本ソフトウェアを発注者が指定する期日までに納入しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から本ソフトウェアの納入があったときは、10日以内に検査し、合格 と認めたものに限り受領するものとする。この場合、検査に必要があると認めるときは、発 注者は受注者に立会いを求めることができる。
- 3 前項の検査後、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、本ソフトウェアが第2項の規定による検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに本ソフトウェアの補正又は取替えをして、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、本ソフトウェアの補正又は取替えを検査の完了とみなして前3項の規定を読み替えて準用する。

(使用料の支払)

- 第9条 受注者は、前条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の検査 に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(発注者の追完請求権及び契約代金減額請求権)

- 第10条 発注者は、納入された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第11条 発注者は、次条から第14条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を 解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者及び受注者で協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
 - (1) 使用開始日を過ぎても契約を履行しないとき又は使用開始日経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 受注者が契約の履行について不正な行為をしたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
 - (1) 第3条の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。

- (2) この契約の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第17条又は第18条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。 (暴力団等排除に係る発注者の催告によらない解除権)
- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
 - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められるとき。
 - (5) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 受注者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
 - (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する 法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 (談合その他不正行為に係る発注者の催告によらない解除権)
- 第15条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第21条において同じ。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第21条第2項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第21条第2項第2号に おいて同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第 1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 発注者は、受注者が発注者の責めに帰すべき事由により第12条各号、第13条各号又は第14条各号のいずれかに該当することとなったときは、第12条、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者がこの契約の完全な履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、受注者は、 直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注 者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 使用開始日までに契約を履行することができないとき。
 - (2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第12条から第14条までの規定により、目的物の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな い。
 - (1) 第12条から第14条までの規定により目的物の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 目的物の納入前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法

律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当するものとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、未履行部分相当額 (1,000円未満の端数及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)につき遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて得た額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき又は損害金が100円未満であるときは、 その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項及び第5項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規 定する額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することがで きる。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

- 第21条 受注者は、第15条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか 否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければな らない。受注者が契約を履行した後も、同様とする。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10分の3に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 第15条第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 第15条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する額を 超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。 (受注者の損害賠償請求等)
- 第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第9条第2項の規定による支払期日までに契約代金を支払わない場合には、受注者は、発注 者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延 利息の支払を発注者に請求することができる。
- 3 前項の利息に100円未満の端数があるとき又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は請求することができない。

(契約不適合責任期間等)

第23条 発注者は、受注者が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない目的物を 納入した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通 知しないときは、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠 償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入の時にその不適合を 知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(妨害等に対する報告義務等)

- 第24条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかにその旨を発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、瀬戸市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(長期継続契約)

- 第25条 瀬戸市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年瀬戸市 条例第32号)第2条第2号の規定に基づき、当該契約は長期継続契約とする。
- 2 契約締結の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

(補則)

第26条 この約款に定めのない事項については、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)によるほか必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。